

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 2 年 6 月 26 日

兵庫県知事 殿

提出者

住所 兵庫県高砂市梅井5丁目6番1号

氏名 AGCセラミックス株式会社

製造部長 上原 直樹

電話番号 079-447-7342

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	AGCセラミックス株式会社 製造部
--------	-------------------

事業場の所在地	兵庫県高砂市梅井5丁目6番1号
---------	-----------------

計画期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
------	-----------------------

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	耐火煉瓦・不定形耐火物製造業 [2151・2152]
②事業の規模	別紙のとおり（別紙：計画書1頁参照）
③従業員数	〃
④産業廃棄物の一連の処理の工程	〃

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図) 別添のとおり (計画書2~4頁参照)	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度 (平成 31 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類		【別紙】のとおり (別添1参照)
	排出量		t
	(これまでに実施した取組) 廃プラの分別を徹底し、有価売却できる仕組みを構築した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		【別紙】のとおり (別添1参照)
	排出量		t
	(今後実施する予定の取組) 分別を徹底し、有価売却できるものを増やし、産廃物発生量を削減する。		

産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙参照
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙参照

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成 31 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		【別紙】のとおり (別添 1 参照)
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量		
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		【別紙】のとおり (別添 1 参照)
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量		
	(今後実施する予定の取組) 特になし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成 31 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		【別紙】のとおり (別添 1 参照)
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 特になし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		【別紙】のとおり (別添 1 参照)
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 特になし			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成 31 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量		t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（平成 31 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量		t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 可能な限り、RPF製造業者への排出を行い、排出廃棄物のリサイクルを推進してきた。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	【別紙】のとおり (別添1参照)	t
	優良認定処理業者への 処理委託量		t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 引続き、RPF製造業者への排出を行い 排出廃棄物のリサイクルを推進していきます。		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

1. 当該事業場の概要

(1) 製造及び廃棄物発生・処理フローシート

AGCセラミックス(株)製造部のフローシート下部図2

(2) 連絡先

担当者 : AGC株式会社 高砂事業所

環境安全保安室 北山 香織 (AGCセラミックスは旭硝子高砂事業所が代行)

電話番号 : 079-447-7304

2. 計画期間

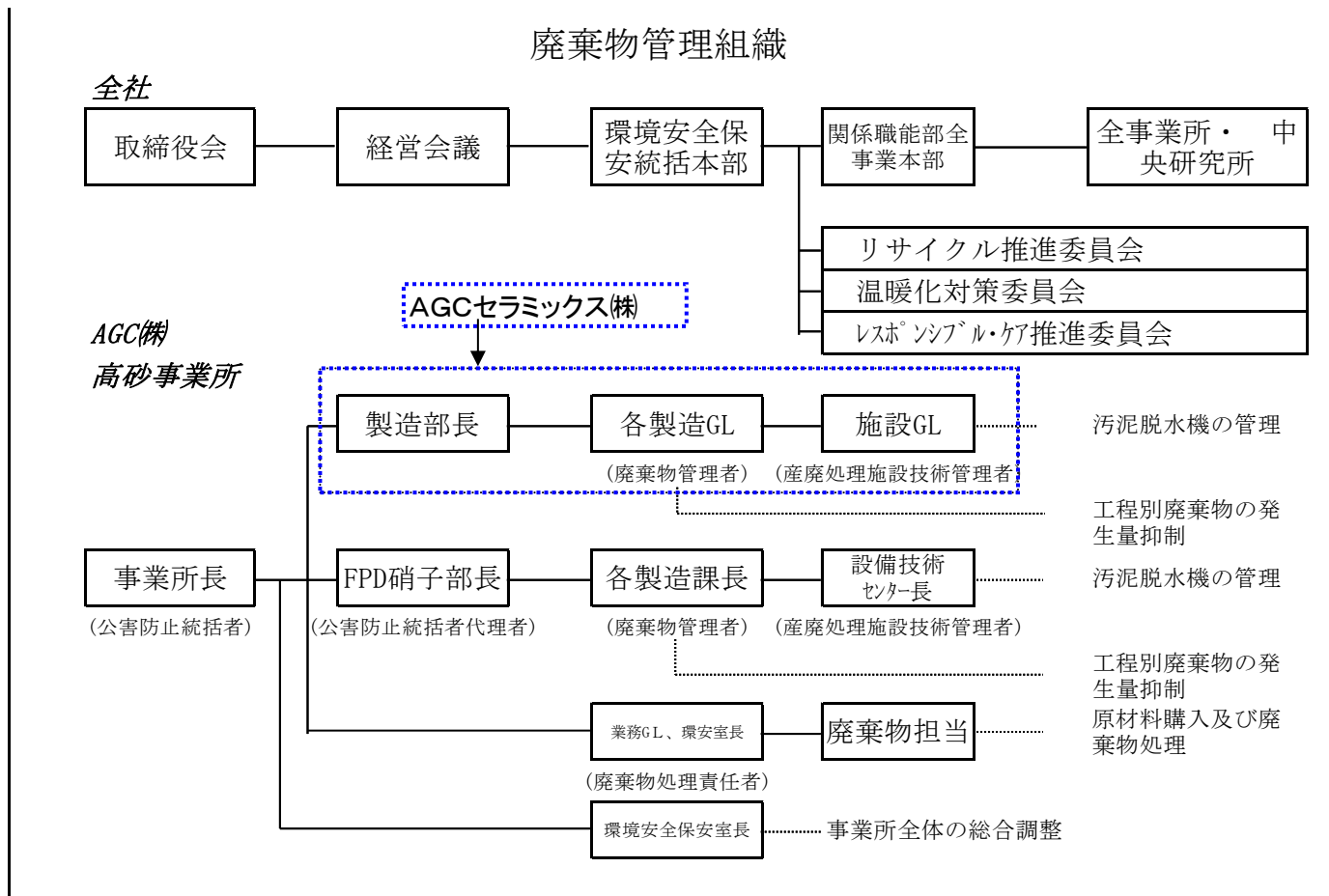
平成31年4月1日から令和2年3月31日 (処理計画実施状況)

令和2年4月1日から令和3年3月31日 (処理計画・今年度目標)

3. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図 (AGCセラミックスの環境管理体制は旭硝子高砂事業所で組織化している)

	統括責任者	所属：高砂事業所	職：所長
	廃棄物担当	組織名：環境安全保安室	職・氏名：室長
役割	事業所環境管理委員会	○環境方針、環境目的・目標、環境改善推進計画、内部環境監査計画の作成・設定 ○環境改善推進計画の進捗結果、内部環境監査結果の審議 ○環境管理システムの運用 ○法規制等の順守・評価状況確認 ・委員長－所長 ・委員－環境管理責任者、各部門長(部長)等	
	所長 (公害防止統括者)	○環境改善活動の取組みに関する基本理念、基本方針の策定 ○事業所の環境目的及び環境目標の決定。 ○「環境管理要綱」「事業所環境改善推進計画」の承認 ○環境関連法規で定められた責任者、管理者の任命	
	環境安全保安室長 (環境管理責任者)	○環境マネジメントシステムの確立、実施、維持、改善 ○「環境管理要綱」「事業所環境改善推進計画」の作成 ○環境管理に関する各種2次規定の承認	
	業務グループリーダー (廃棄物処理責任者)	○廃棄物適正処理方法の決定 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告書作成 ○その他廃棄物処理に関する事項	



(2) 管理体制の強化

ISO14001によるマネジメントシステムを構築し、管理体制を強化している。

所長、環境管理責任者、各部門長等による環境管理委員会を組織し、環境方針、環境目的及び環境目標、環境改善推進計画等に関する審議・策定を行う。

また、内部環境監査グループにより、各部署のマネジメントシステムの運用状況、環境改善推進計画の進捗状況等の監査を実施し、継続的な維持、改善を図る。

(3) 教育・研修

ISOの環境教育訓練規定に則り、部門別、階層別、目的別教育を実施している。

廃棄物に関しては、各部署において分別基準、適正管理についての基礎教育を実施するほか、廃棄物管理業務従事者に対しては、部署長あるいは環境管理責任者より関係法令、規定類、取扱方法などについての特別教育を行う。

また、協力会社、取引先に対しても、ISO14001の活動への協力を依頼している。

(4) 情報公開

全社の環境に対する取組みを「全社版ホームページ内」にまとめ公開している。

更に事業所環境方針もステークホルダーに公開している。

4. 廃棄物の処理に関する事項

(排出の抑制、分別、再生利用に関する事項を含む)

(1) 基本的事項

①環境基本方針 (AGCグループ)

地球環境の保全に積極的に貢献していくことは、地球社会において事業を展開する企業の基本的責務である。

②環境行動基準 (AGCグループ)

環境関連法令を遵守するとともに、常に環境の保全に留意し、技術開発、設計、生産、

販売、回収に至るまで各段階における環境に対する負荷の低減に関する会社の施策に協力する。

③産業廃棄物対策への取組み方針（AGCグループ）

当社は、化学品、ガラス、及びセラミックスなどの比較的大量の産業廃棄物を排出する事業を行っており、産業廃棄物の削減に積極的に取り組むことが社会的使命であると考えている。

④環境方針（高砂事業所）……別添「環境方針」参照

⑤上記方針等に則り高砂事業所としては、廃棄物処理について次に掲げる事項を重点的に実施している。

イ. 事業所内リサイクル推進による委託処理量の抑制（ex. AGCセラミックス㈱集じんダスト）

ロ. 社内及び関係会社も含めたりサイクル推進による委託処理量の抑制

ハ. 埋立処分、焼却処分のものについての再生利用ルートの開拓. 確保

（2）廃棄物処理の現状

産廃種類は従来とあまり変わらず、汚泥と煉瓦屑が約70%を占めていくと思われる。また、従来若干埋め立て処分を行っていたが、新規処分先の開拓によりリサイクルへの変更を推進した結果、埋め立て処分は減少している。

② 産業廃棄物の種類別の発生及び処理フローは別紙フローシート（図2）のとおりである。

（3）廃棄物の処理に係る情報の収集・管理

本社のCSR室において、定期的に環境関連の法令等について情報収集を行い、各事業所の関係部署にメールにて情報提供を行っており、本社の資材・物流センターや継続的取引を行っている産廃関係取引先からも情報の入手等行い業務に活用している。

また、兵庫県環境保全管理者協会の廃棄物分科会の会員（旭硝子が代行）として、定期的に講演会等に参加し、情報の収集を行っている。

（4）中長期的課題

ISO14001のマネジメントシステムの運用を強化し、廃棄物の最終処分量削減に関する全社目標の達成を目指す。

5. 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<具体的取組>

AGCセラミックス社については、研磨工程から発生する汚泥の減量を図るべく、脱水設備の改善を行い現在改善結果をフォロー中である。

6. 産業廃棄物の分別に関する事項

<具体的取組>

ISO14001の規定に、廃棄物の分別と保管に関する基準を定め、それに従って、工程毎に発生するものをそれぞれ分別保管する。

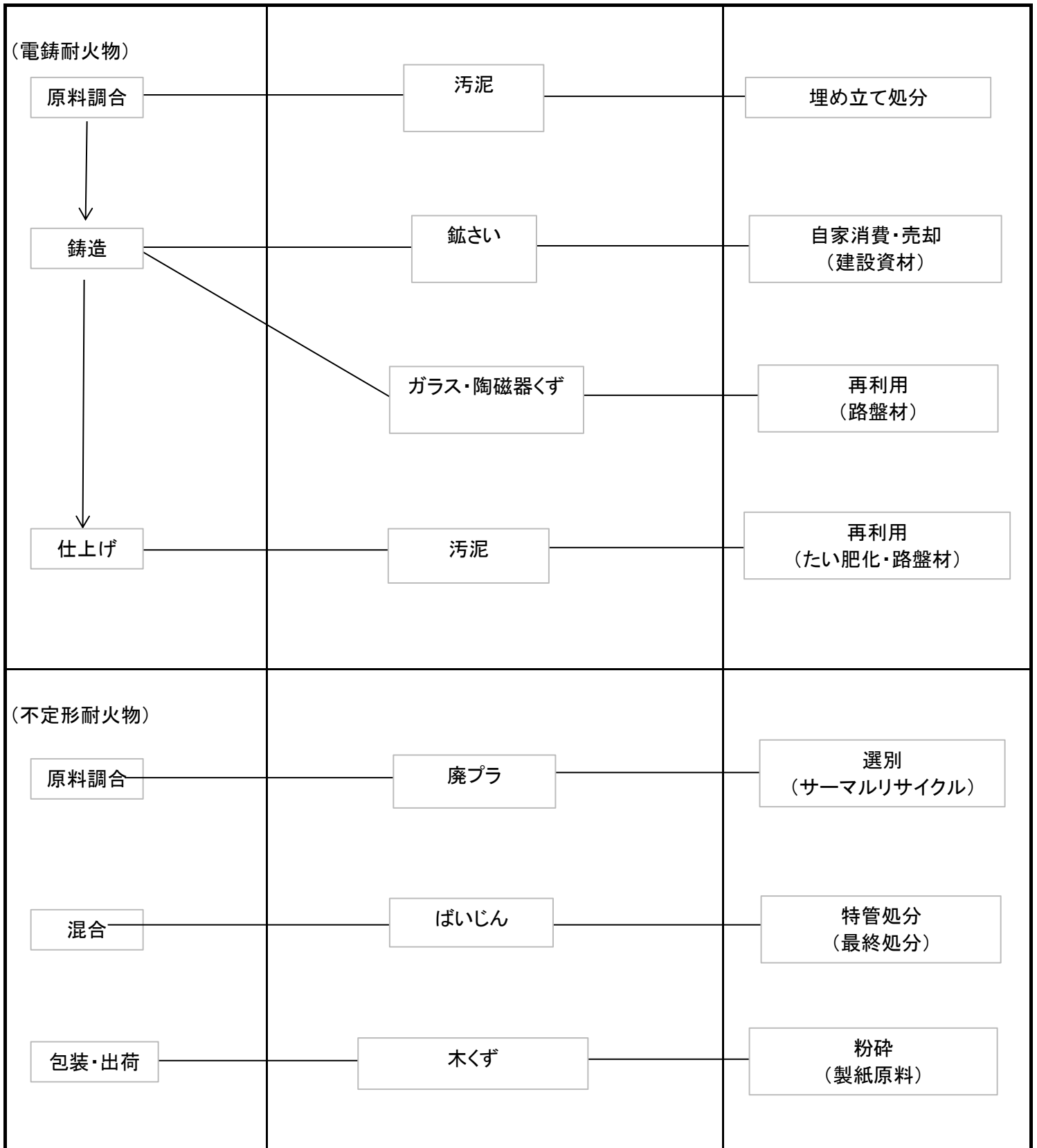
7. 産業廃棄物の再生利用に関する事項

<具体的取組>

AGCセラミックス社においては、電鍍煉瓦研磨工程で発生する汚泥については、100%外部リサイクル原料として再利用されている。

また、熔融工程で発生する集塵ダストは別事業分野の代替原料として活用している。

図2 AGCセラミックス㈱ 製造フローシート, 廃棄物処理フロー図



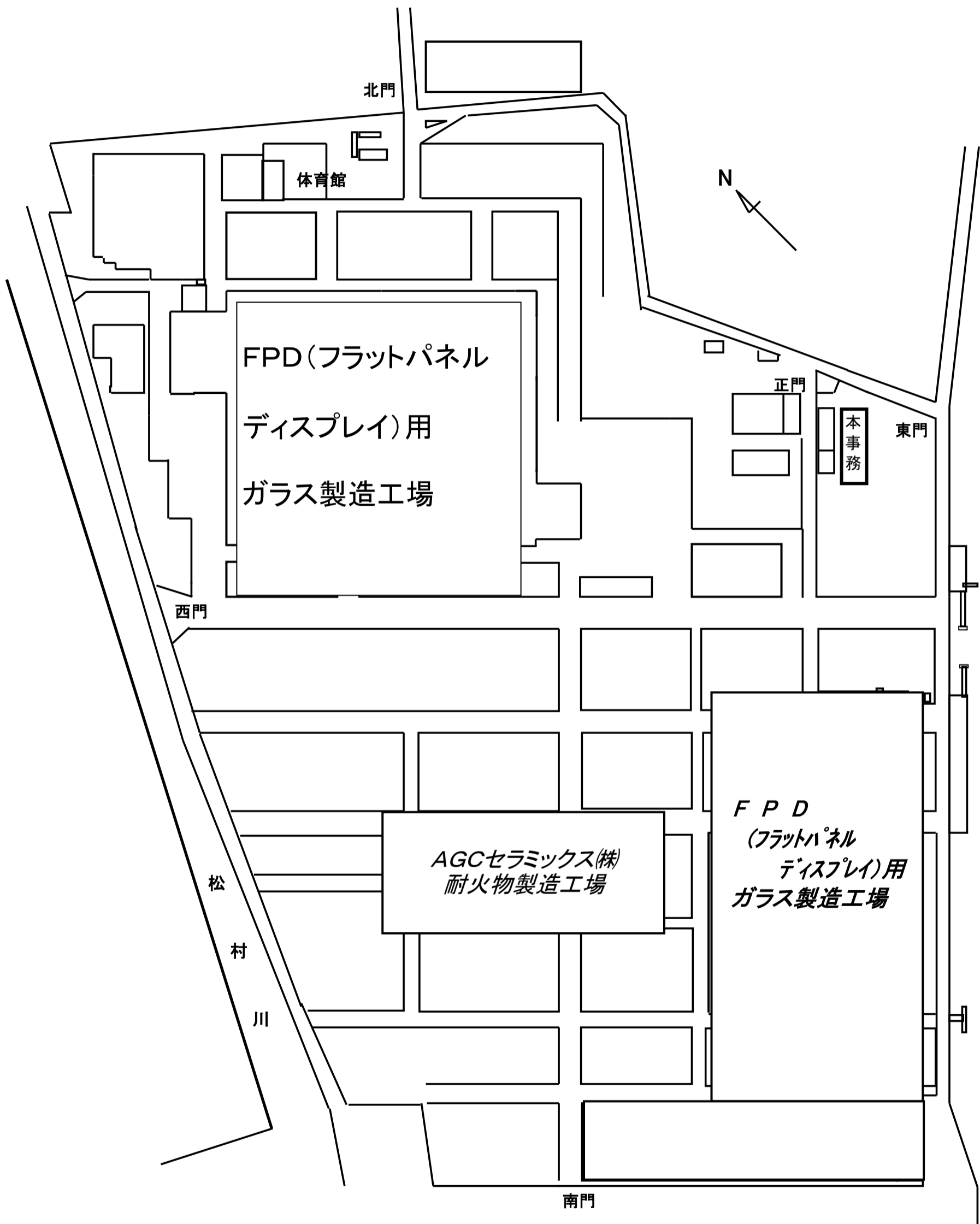


図2 工場配置図

関西工場 環境方針

基本方針

AGC関西工場は、AGCグループ環境方針に基づき、限りある資源・エネルギーを有効に使い、持続可能な社会づくりに貢献するために、環境汚染予防および環境負荷低減活動を積極的に推進します。

行動指針

- 1.環境に関する各種法令・条例・協定等に基づく規制・基準を順守し、環境を阻害する要因の撲滅に努めます。
- 2.環境パフォーマンス向上を含む環境マネジメントシステムの継続的改善に努めます。
- 3.環境汚染の予防を推進します。
環境リスクアセスメントを行い、環境リスクの低減を図り、環境事故を予防します。
- 4.環境負荷低減に取り組み、環境保護に努めます。
特に、省エネ・省資源、地球温暖化対策、廃棄物削減・リサイクル促進及び化学物質の適正な管理に関して目標を設定し、達成に努め、また向上を目指します。
- 5.工場で働く全ての人に対してこの環境方針を周知し、一人ひとりがこれに基づき行動するよう、必要な教育や啓発を行います。
- 6.利害関係者に対して工場環境方針を公表し、さらに環境管理の実施状況について、必要に応じて公表します。

2020年 1月 1日
AGC株式会社関西工場
工場長 三谷 孝